

全 設 健 発 第 45 号
令 和 2 年 1 月 24 日

事 業 主 殿

全国設計事務所健康保険組合理事長 内田 勝巳
(公 印 省 略)

被扶養者の認定要件の追加並びに 特定法人の電子申請の運用開始について

謹啓 大寒の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当組合の運営につきましては、日頃よりご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、健康保険法第3条第7項等が改正され、令和2年4月1日から施行されることとなりました。

改正法では、被扶養者として認定される要件に新たに国内居住要件が追加されます。

つきましては、当組合で認定されている被扶養者の現在の居住地等を「被扶養者居住地等チェックリスト」にて確認させていただきます。

健保事務担当者の方には、業務ご多忙のところ大変恐縮ですが、改正内容を被保険者各位にご周知していただき、「被扶養者居住地等チェックリスト」をご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、健康保険での一部の手続きにつき、特定法人（資本金1億円を超える法人）の事業所は、令和2年11月から電子申請の運用が開始される予定ですので併せてご案内させていただきます。

謹白

被扶養者の認定要件の追加について

1. 改正目的

健康保険制度の基本的な考え方として、国内居住者が国内の保険医療機関を受診した場合に保険給付を行うことが原則となっております。しかし、グローバル化が進展する中で、日本に生活基盤がなく国内の医療機関を受診することがない方が被扶養者として認定される事例が生じています。

このため、制度の基本的な考え方に立ち返って、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るために健康保険法第3条第7項等が改正され、被扶養者の認定要件（生計維持・続柄・同居等）に、新たに「**国内居住要件**」が追加されることとなります。

健康保険法3条第7項

改正前	改正後
この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。 ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者はこの限りではない。 一 被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下、この項においても同じ。）、子、孫及び兄弟姉妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの 二 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの 三 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの 四 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの	この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。 ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者は、この限りでない。 （一～四：変更なし）

2. 施行日

令和 2 年 4 月 1 日

改正法の施行に伴い、原則、住民票が日本にない被扶養者は認定できない取り扱いとなります。（日本に住民票があるかないかの判断となります。）

また、現在、認定されている被扶養者で住民票が日本にない方は、原則、令和 2 年 4 月 1 日付で認定削除となります。

よって、4 月 1 日以降、被扶養者異動届と該当者の保険証を添付し削除の届出をご提出してください。（4 月 1 日以前に削除の届出を提出することも可能です。）

【経過措置】

施行に伴い、被扶養者から削除される方が、令和 2 年 4 月 1 日時点で国内の保険医療機関に入院中の場合は、入院していることが分かる書類（入院申込書や入院診療計画書の写し等）をご提出いただき、当組合にて入院期間等を確認し、入院が終了した日の翌日に扶養削除の取り扱いとなります。

3. 改正内容

健康保険法第 3 条第 7 項に下記の 3 つの要件が追加されます。

- ① 被扶養者の認定要件に「**日本国内に住所を有するもの（国内居住要件）**」が追加されます。
- ② 国内に住所を有しないが「**日本国内に生活の基礎があると認められるもの**」も認定要件を満たすこととなります。
（日本国内に生活の基礎があると認められるもので、**国内居住要件の例外（※1）**に該当する方は、海外に居住していても被扶養者として認定できます。）
- ③ 「**法律の適用を除外すべき特別の理由があるもの**」は、被扶養者の対象から除外されます。
（外国籍の方で、**特定活動（※2）**を目的に「医療滞在ビザ」「ロングステイビザ」で日本に滞在している方は、被扶養者として認定できません。）

※1 国内居住要件の例外について

日本国内に生活の基礎があると認められるもので以下に該当される方は、日本国内に住民票がなくても、扶養認定ができる取り扱いとなります。

国内居住要件の例外の該当要件	確 認 書 類 直近の書類を添付してください。 確認書類が日本語でない場合は、和訳をつけてください。
① 外国において留学をする学生	査証写・在学証明書・入学証明書等
② 外国に赴任する被保険者に同行するもの（原則、配偶者と子のみ）	査証写・海外赴任辞令写・海外の公的機関発行の居住証明書等
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航するもの	査証写・ボランティア派遣機関の証明書・参加同意書等写
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②に掲げる者と同等と認められるもの	出生や婚姻証明書等
⑤ 前各号に掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があるもの	個別での判断となりますので、確認書類は事前に当組合にご相談ください。

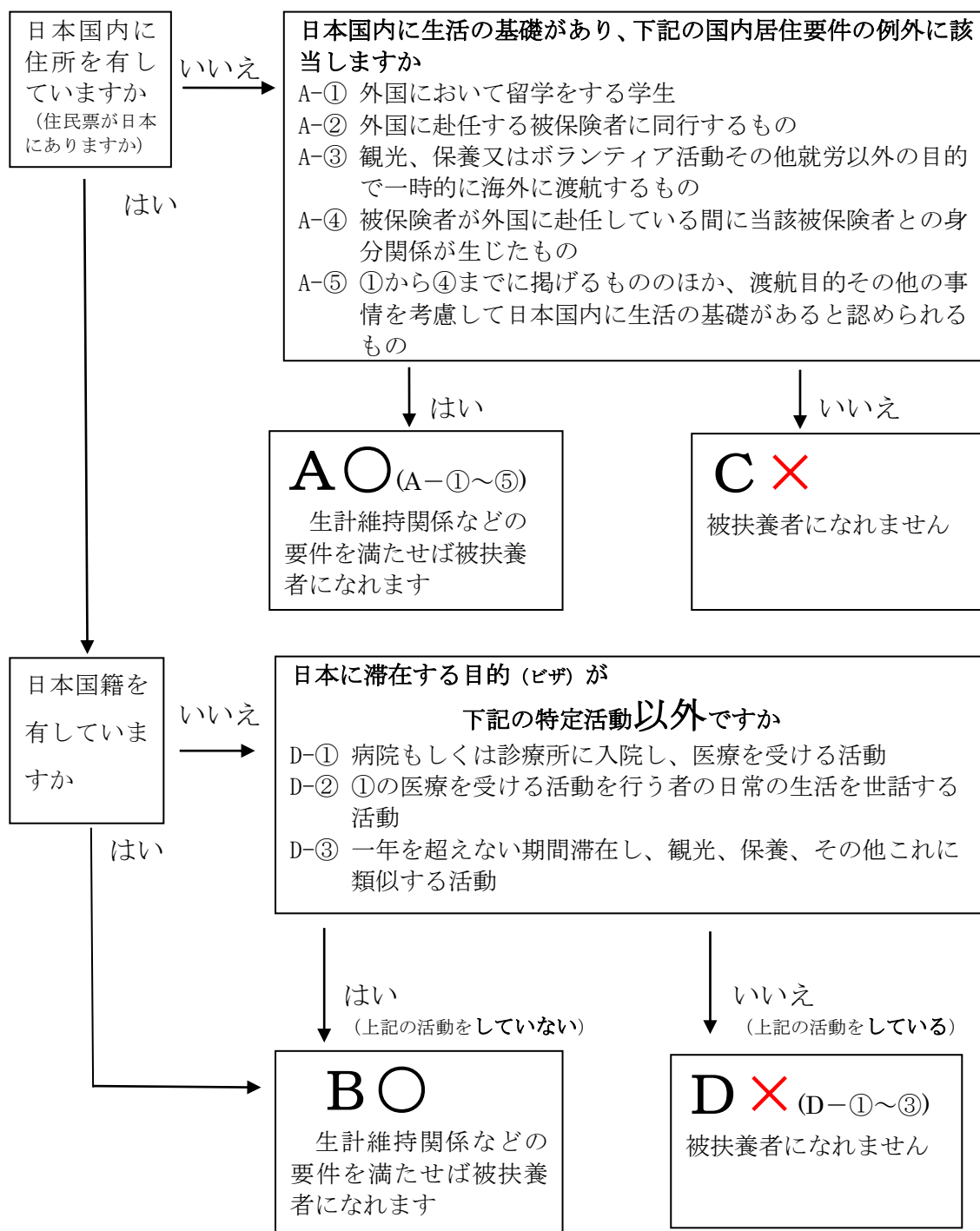
※2 特定活動について

日本に住民票がある外国籍の方で、下記の特定期間を目的に医療滞在ビザ、ロングステイビザで日本に滞在している方は、医療や観光の目的が終われば母国に帰国する可能性が高く、日本に生活の基礎があると認められないため扶養認定ができない取り扱いとなります。（法律の適用除外）

特定活動の該当要件（査証、在留カードでの確認となります。）
① 病院もしくは診療所に入院し、疾病もしくは傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの
② ①の医療を受ける活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの
③ 一年を超えない期間滞在し、観光、保養、その他これに類似する活動を行うもの

4. 改正チャート

「被扶養者居住地等チェックリスト」は、このチャートをもとに作成してください。



- 日本国内に居住し日本国籍の方は、**B**となります。
- 「被扶養者居住地等チェックリスト」の居住地の欄は、**A**と**C**の該当者のみ国名を記入してください。(BとDの該当者は、居住地の記入は不要です。)
- C**と**D**に該当する方は、扶養者として認定できません。

現在、被扶養者として認定されている方は、令和2年4月1日付で削除となりますので、被扶養者異動届に該当者の保険証を添付のうえ削除の届出をご提出してください。(4月1日以前に提出も可能です。)

5. 令和2年4月1日以降の新規の扶養認定の取り扱いについて

- ① 被扶養者の範囲、収入、生計維持関係等の被扶養者が満たすべき要件は、従来通りの確認書類（非課税証明書・年金振込通知書等）にて審査をさせていただきます。その審査書類から居住地の確認をさせていただきます。
- その審査過程にて、居住地に疑義が生じた時は、住民票のご提出をお願いする場合がありますがご了承ください。
- （また、今回のチェックリスト抽出から令和2年3月までの間、新規の扶養認定の審査の書類から居住地の確認をさせていただき、居住地に疑義が生じた時は、住民票のご提出をお願いする場合がありますがご了承ください。）
- ② 国内居住要件の例外に該当する場合は、例外事由を被扶養者異動届の備考欄に記入していただき、各々の確認書類をつけてご提出してください。

6. Q&A

① 居住地等について

Q1 居住地（国内居住要件）は、どのように判断しますか

A1 原則、住民票が日本にあるかないかでの判断となります。

よって、日本に居住しているだけ（来日しただけ）では、扶養の認定はできません。

Q2 明らかに居住実態が海外にあることが判明する場合は、どのようなケースが考えられますか

A2 海外療養費の審査過程や被扶養者調書にて収入等を確認した際に、居住地が海外にあることが判明する場合があります。

現在、扶養認定されている方が、海外に居住地があることが判明した場合は、令和2年4月1日に遡って扶養の削除をする場合がありますのでご注意ください。

Q3 被保険者は国内居住で国内で就業中ですが、被扶養者（配偶者）が里帰り出産等で海外で出産する場合、配偶者と生まれた子（来日前）の住民票を抜かない場合と抜く場合での取り扱いはどうなりますか

A3 原則として、以下の取り扱いとなります。

配偶者が住民票を抜かない場合	配偶者	国内居住要件を満たしています。
	子	出世時から国内居住要件の例外(A—⑤)の該当者として認定できます。
配偶者が住民票を抜く場合	配偶者	国内居住要件を満たさないため認定できません。
	子	

Q4 「日本国内に生活の基礎がある」とは、どういうことでしょうか

A4 これまで日本で生活しており、渡航目的終了後、日本で生活する可能性が高いと認められる場合は、日本国内に生活の基礎があるとの判断となります。

② 留学をする学生について（チャートA-①）

Q5 現在、扶養認定されている子が、日本の住民票を抹消して留学しています。その場合は、令和2年4月1日以降、被扶養者から削除することになりますか

A5 外国に留学をしている学生については、国内居住要件の例外（A-①）に該当しますので日本に住民票がなくても、確認書類を添付することで削除する必要はありません。

Q6 国内居住要件の例外に該当する場合（海外に留学等）は、同居になりますか

A6 留学等で国内居住要件の例外に該当しても、同居要件を満たすことにはなりません。別居となりますので銀行通帳写等で仕送りの確認が必要になります。

Q7 日本に住民票がない留学生は、留学後、海外で就職した場合、扶養の削除となりますか

A7 留学後、海外で就職した場合は、国内居住要件の例外に該当しない取り扱いとなりますので、その時点で扶養削除となります。

Q8 日本で生活をしていた外国人の被扶養者が、就学のために母国に渡航した場合、例外要件の「外国において留学をする学生」に該当しますか

A8 これまで日本国内に生活の基礎があり、日本人の配偶者・定住者・家族滞在の在留資格等で留学終了後、日本で生活する可能性が高い方は「外国において留学する学生」に該当します。

③ 外国に赴任する被保険者に同行する者について（チャートA-②）

Q9 海外赴任に同行する家族の確認方法はどうすればいいですか

A9 確認方法としては、ビザ（家族帯同ビザ）での確認となります。

ただし、渡航先国で家族帯同ビザの発行がない場合には、発行されたビザが就労か海外赴任に同行するものであるか個別での判断となります。また、原則、同行する家族は、配偶者と子に限られます。

Q10 外国人被保険者が、母国に赴任することとなり、家族を帯同した場合、例外要件の「外国に赴任する被保険者に同行するもの」に該当しますか

A10 被保険者の海外赴任終了後、日本人の配偶者等、定住者、家族滞在等の在留資格で日本に生活する可能性が高い方は、「外国に赴任する被保険者に同行するもの」に該当します。

なお、母国への渡航ではビザが発給されないため、被保険者の海外赴任辞令等写での確認となります。

④ 就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者について

(チャートA-③)

Q11 現在、扶養認定されている子が、日本の住民票を抹消してワーキングホリデー制度で、一時的に海外に渡航している場合は、被扶養者から削除することになりますか

A11 ワーキングホリデー制度は、通常の就労ビザとは異なり、主として休暇を過ごすものと位置付けられております。

ワーキングホリデー制度での渡航は、海外滞在期間中の旅行・滞在資金を補うため一時的に就労が認められるものの、就労を目的とした渡航ではないため、国内居住要件の例外(A-③)に該当しますので確認書類を添付することで削除する必要はありません。

ただし、生計維持関係等の被扶養者が満たすべき要件は必要です。

Q12 リタイアメントビザやロングステイビザなどで長期渡航する家族は、「一時的に海外に渡航する者」として国内居住要件の例外に該当する取り扱いでいいですか

A12 ビザに有効期限がある場合は、一時的に海外渡航する者の取り扱いとなります。

また、リタイアメントビザやロングステイビザは、退職後に海外に渡航して生活する富裕層に対して、一定の国で発行されているビザであり、当該ビザの発行要件として、基本的に一定の資産や収入が基準となっているため、扶養条件である生計維持関係を満たさない可能性が高いことが考えられます。

⑤ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との間に身分関係が生じた者について (チャートA-④)

Q13 現在、被保険者が海外赴任中に現地で結婚した配偶者が扶養認定されていますが、日本に住民票がないので削除となりますか

A13 海外赴任に同行する者と同様に、海外赴任後に「日本の配偶者」、「定住者」、「家族滞在」等の在留資格で、日本で生活する可能性が高いと想定されることから国内居住要件の例外(A-④)に該当する取り扱いとなり確認書類を添付することで削除する必要はありません。

(原則、配偶者と子のみ)

なお、新規で扶養認定する場合は、生計維持関係等の認定要件を満たす必要があり、身分関係が生じた者が現地で就労しているなど、被保険者と生計維持関係が認められない場合は認定できない取り扱いとなります。

Q14 海外赴任中に現地で結婚した配偶者の父母は、扶養の認定は
できますか

A14 海外赴任中に現地で結婚した配偶者の父母は、海外赴任後に被保険者婚族という身分のみを以て発行されるビザがなく、今後日本で生活する可能性が低いことから、配偶者と異なり、国内居住要件の例外には該当しない取り扱いとなり認定できません。

ただし、配偶者の連れ子については、海外赴任後に「定住者」等の在留資格により、日本で生活すると予定されているなど今後日本で生活する可能性がある場合は、国内居住要件の例外（A—④）に該当する取り扱いとなります。

特定法人の電子申請の運用開始について

現在、政府全体で行政手続きコスト（行政手続きに要する事業所の作業時間）を削減するため電子申請の利用促進を図っております。

この取り組みの一環として、**特定の法人**の事業所が社会保険に関する手続きを行う場合、**一部の手続き**については電子申請で行っていただくことになります。

当組合も、国が構築する電子申請環境が整い次第、運用開始する予定となっておりますので特定法人に該当する事業所は、電子申請についてご周知くださるようお願いいたします。

1. 運用開始時期

○厚生年金：令和2年4月～

『gビジネスID』と『e-Gov』を連携させた電子申請環境運用開始

・厚生年金に係る4月～10月の申請は、現在運用されているe-Govが利用できます。



○**健康保険**・厚生年金：**令和2年11月**～（予定）

『gビジネスID』と『マイナポータル』を連携した電子申請環境運用開始



- ・ 政府としては、健康保険についても令和2年4月より運用開始予定でしたがgビジネスIDとマイナポータルの連携が整わず、令和2年11月からとなる予定です。
- ・ 健康保険組合は、e-Govの受理機関ではないため、e-Govを通じた申請はできません。
- ・ 健康保険組合の申請は、4月～10月までの間新たに回線敷設等の設置の必要はありません。

2. 対象事業所（特定法人）

- 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が
1 億円を超える法人
- 相互会社（保険業法）
- 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

3. 義務化対象の手続き（一部の手続き）

- 被保険者 報酬月額算定基礎届
- 被保険者 報酬月額変更届
- 被保険者 賞与支払届

4. その他

健康保険の電子申請は、令和 2 年 11 月から運用開始予定となっております。今後、国による電子申請環境が構築され、健康保険組合での事務取扱運用方法等詳細が決まり次第、事業主宛通知等でご案内させていただきます。

【用語集】

『g ビジネス ID』とは、

経済産業省を中心に構築が進められている法人版のマイナンバーである法人番号を利用し、一つの ID とパスワードで複数の行政システムにログインできるシステムとなり法人共通認証基盤のことです。

『e-Gov』とは

「E-government」主にコンピューターネットワークやデータベース技術を利用した日本の電子政府を意味し、総務省が設置している各府省の電子申請を一元的に受け付ける行政ポータルサイト「e-Gov」となっております。

『マイナポータル』とは

「ポータル」は「玄関」を意味し、利用者がインターネットで最初に訪れるサイトのことを意味します。

「マイナポータル」はマイナンバーの利便性を高めることを目的に、内閣府がマイナンバー制度に基づいて構築した Web サービスです。